

評議員選挙告示および住所等変更届提出のお願い

日本植物病理学会選挙管理委員会

一般社団法人日本植物病理学会規程評議員及び評議員会規程第2条3項および評議員選挙規程第1～10条に基づき、令和6～7年度評議員選挙を令和5年10月に実施します。

選挙権および被選挙権は、正会員および学生会員が有します。ただし、正会員であっても令和5年4月1日現在で65歳に達している者は被選挙権を有しません。

評議員選挙規程第2条に基づき、選挙は8地区に分けて行いますが、有権者の所属地区は原則として、令和5年9月1日現在で所属する機関の所在地とし、これがない場合には現住所とします。令和5年9月1日をもって有権者名簿を作成しますので、所属および住所等に変更のある方は、8月末日までに、学会ホームページ (<http://www.ppsi.org/> → マイページ → 会員専用ページでログイン) の「会員情報の変更」をお願いします。

なお、評議員選挙規程第6条により、令和5年9月1日現在で令和5年度までの会費を滞納している方には選挙権・被選挙権が認められませんので、8月末日までに会費納入をお済ませ下さい。

選挙にはインターネットを利用して投票する電子（Web）投票システムが導入されていますので、会員の皆様には大変便利な電子投票システムを是非ご利用くださいますようお願いいたします。電子投票は上記会員専用ページで行えます。

電子投票システムの利用が難しい会員の方は、これまで通りの郵送による投票ができます。ただし、郵送投票をご希望の方は、事前にその旨を申請していただく必要があります。日植病報89巻3号（2023年8月発行）に申請書を同封しますので、必要事項をご記入の上、日本植物病理学会選挙管理委員会宛に郵送により申請してください。申請書の提出期限は令和5年9月7日（必着）です。なお、申請がない場合は、自動的に電子投票となります。特にインターネット環境の整っていない方は、忘れずに郵送投票の事前申請をお願いします。

投票期間は、令和5年9月10日以降に、学会からのお知らせメール、学会ホームページ、あるいは投票用紙の郵送（郵送での投票をご希望の方のみ）をもってお知らせします。

日本植物病理学会事務局

〒114-0015 東京都北区中里2丁目28番10号 日本植物防疫協会内

E-mail : byori@juno.ocn.ne.jp